

埼玉学園大学履修規程

平成30年 1月10日制定

令和元年 9月18日改正

(目的)

第1条 埼玉学園大学(以下「本学」という。)における学生の卒業要件、授業科目の履修登録、履修方法、試験、成績及び単位認定については、本学学則第4章、第5章及び第6章に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(卒業要件)

第2条 授業科目を履修し卒業要件を満たすためには、学則第4条及び第36条の規定により、本学に4年以上在学し、学則別表第一に定める各学科の科目区分ごとに必要とされる単位数を充足したうえで(編入学生は学則15条第2項により)、合計124単位以上を修得しなければならない。

(履修登録)

第3条 学生は毎学期の始めに、履修する科目を所定の履修登録期間内に登録しなければならない。

2 履修登録をしていない科目については、単位の修得ができない。

3 同一名称の科目を重複して履修登録することはできない。

4 既に合格又は単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。

5 同時限に重複して科目を履修することはできない。

(年次別・学期別履修)

第4条 授業科目が年次別又は学期別に配当されている場合は、当該年次又は当該学期にならなければその科目を履修することができない。ただし、教務委員会が特に認めた場合は特例措置として履修することができる。

(専門演習の履修条件)

第5条 専門演習の履修については、在学期間が3学期に満たない者はこれを認めない。

(他学部・他学科の履修)

第6条 学生は所属学科以外で開講されている学則別表第一に記載の他学部・他学科の科目を学則の範囲内で自由選択科目として履修することができる。ただし、他学科のクラス指定科目や人数制限のある科目については、履修が認められないことがある。

2 前項の自由選択科目は、心理学科以外の各学科については18単位までを卒業要件単位数に含めることができる。

(履修登録単位数の上限)

第7条 年間に履修できる単位数は、登録科目の合格・不合格にかかわらず40単位を上限とする。ただし、4年次以降はその単位数の上限を超えて履修登録をすることができる。また、次の項目に該当する科目は履修登録単位数の上限には含めない。

(1) 「教養演習Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習(心理学科は基礎演習Ⅰ・Ⅱ)」「専門演習」

(2) 教育職員免許課程(学校図書館司書教諭課程を含む。以下「教職課程」という。)、図書館司書課程及び博物館学芸員課程の登録者については、各課程の必修科目及び卒業要件外科目

(3) 校外学習に係る科目(インターンシップⅠ・Ⅱ、保育実習Ⅰ・Ⅲ(保育所)、保育実習Ⅱ・Ⅳ(施設)、教育実習(幼稚園)Ⅰ・Ⅱ、教育実習(小学校)Ⅰ・Ⅱ、心理実習)

(4) 放送大学及び川口短期大学との単位互換科目

(5) 検定等の合格により単位認定された科目、並びに本規程第18条から第20条までの規定に基づいて単位認定された科目

(履修登録者数の基準)

第8条 各授業科目について履修登録者数の基準を設ける。

2 講義科目は50～80名を標準とする。100名を超えた場合は分級することができる。

3 実技科目及び外国語科目は50名を標準とする。ただし、英会話は30名を標準とする。

4 演習(ゼミ)は8～15名を標準とする。

5 履修登録希望者が標準数を超過した場合には、履修者の選抜を行うことがある。選抜基準は上級年次生を優先し、教職課程、図書館司書課程及び博物館学芸員課程に係る科目については各課程登録学生を優先する。ただし、配当年次が1年次以上の全学共通科目(外国語科目)については、1年次生が履修できるように配慮する。

(授業科目の開講取消の措置)

第9条 履修登録者が3名以下の授業科目(演習(ゼミ)を除く)は、その学期の開講を取消すことがある。

(授業科目の隔年開講の措置)

第10条 履修登録者数の状況により、毎年の開講が不相当と教務委員会が判断した授業科目(演習(ゼミ)を除く)については、学生の修学に支障のない範囲で隔年開講とすることがある。その場合には、「履修のてびき」により事前に学生へ告知するものとする。

(履修登録後の変更及び取消)

第11条 履修登録締め切り後の登録の変更はできない。ただし、正当な理由があり教務委員会が認めた場合には、所定の手続きをとることにより、登録の変更を認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、履修登録科目の取消については、履修登録確定後に設けられる履修登録確認期間(「履修登録確定シート」配付後2週間)に、所定の手続きをとることにより、科目の取消を認める。取消した科目の取扱いについては別に定める。

(再履修)

- 第12条 履修科目の成績評価が合格点に達しなかった者は、再履修しない限りその履修科目の単位を修得することはできない。
- 2 再履修しようとする授業科目については、履修登録期間に「再履修登録申請書」を教務課に提出しなければならない。
 - 3 再履修登録料は、1科目につき1,000円とする。

(定期試験)

- 第13条 定期試験は各学期の授業の第16回目に行うものとする。なお、通年科目については授業の第31回目に行う。
- 2 定期試験は次の要件をすべて満たす者が受験資格を持つ。
 - (1) 受験科目の履修登録を完了していること。
 - (2) 原則として授業回数 $\frac{3}{2}$ 以上出席していること。
 - (3) 当該学期までの学納金を納入していること。
 - (4) 試験当日、学生証を所持していること。
 - (5) 再履修科目については、再履修登録料を納入し、登録を完了していること。
 - 3 学生証を忘れた者は教務課の窓口にて仮受験票（当日のみ有効）の発行を受けなければならない。
 - 4 遅刻の限度は20分とし、この時間以降は受験することはできない。
 - 5 試験中に不正行為を行った者については、当該受験科目を不合格とする。また、教授会の決定により、当該学期のすべての履修科目の単位修得を認めないことがある。不正行為の取扱いについては別に定める。

(追試験)

第14条 前条第2項に定める要件を満たす者が下表左欄に掲げる理由で受験できなかった場合には、所定の手続を経たうえで追試験を受験することができる。申請の際には下表右欄の証明書類を提出しなければならない。

追試験の対象理由	必要証明書類
疫病・負傷等	医師による診断書等（療養に要した日時・理由等が明記されたもの）
交通機関の遅延	交通機関の発行する事故証明書または遅延証明書
忌引き（3親等以内の親族）	葬儀等が行われたことを証明する書類（会葬礼状等） 死亡に関する公的な証明書（葬儀案内はがき可）
天災地変・火災等	災害を被ったことを証明する書類（公的書類または保証人等の状況説明書等）
教職課程、資格課程及び公認心理師受験資格に係る実習	試験当日が実習中であることを示す証明書またはガイダンス等参加証明書
就職試験	就職試験受験を証明する書類
単位互換協定に基づく単位認定試験	単位互換協定に基づき他大学に派遣されている場合、派遣先の認定試験日程を明らかにする書類
その他（教務委員長が特に認めた場合）	試験を受けることができなかったことを証明する書類

- 2 追試験受験料は、1科目につき1,000円とする。ただし、免許・資格取得に係る実習及び単位互換協定に基づく単位認定試験を理由とする追試験受験の場合には、受験料を免除する。

(再試験)

- 第15条 定期試験の受験科目で不合格となった科目については、再試験申請に基づき、教務委員長が認めた場合に当該科目について再試験（レポートを含む）を実施する。
- 2 再試験受験料は、1科目につき1,000円とする。
 - 3 再試験は以下の各事項のいずれかの要件に該当することとなった者に実施する。
 - (1) 各学期の再試験
 - ア 各学期の必修科目で不合格となった者。
 - イ 各学期の保育士養成課程及び教職課程科目のうち、保育実習及び教育実習を実施するうえで修得しておかなければならない科目で不合格となった者。
 - ウ 各学期の保育士養成課程及び教職課程科目の必修科目で不合格となった者。
 - エ 各学期の図書館司書課程及び博物館学芸員課程の科目で不合格となった者。
 - (2) 卒業年次生の秋期における再試験

卒業年次生（過年度生を含む。以下に同じ）のなかで、その年度の定期試験において卒業単位の充足に必要な科目を受験して不合格になった科目10単位以内の者。実施の時期は秋期（9月卒業者は春期）とし、当該不合格科目10単位を上限とする。
 - (3) 卒業年次生の特別卒業再試験

卒業年次生がその年度の卒業単位の必要な再試験科目を受験して不合格になった場合には、当該再試験不合格科目が4単位以内の者に限り、教務委員長は卒業判定の後に提出された特別卒業再試験申請に基づき、卒業単位不足範囲内で再試験不合格科目のうちから4単位を上限として特別卒業再試験を認め、卒業年度末までの期間（9月卒業者の場合は、9月末まで）に実施することができる。

(成績評価の基準)

第16条 学則第33条に規定する成績評価は、次表に定める基準によるものとする。

素点	100～80	79～70	69～51	50～0
成績通知表	優	良	可	不可
成績証明書(和文)	優	良	可	表記しない
成績証明書(英文)	A	B	C	表記しない
合否	合格			不合格

- 2 合格した科目の単位を取消すことはできない。
- 3 再試験による成績評価は69点満点で行う。

(成績指標の算出方法)

第17条 成績指標は以下の計算式により算出する。

$$\frac{\text{優の単位数} \times 1 + \text{良の単位数} \times 0.5 + \text{可の単位数} \times 0.25}{\text{総修得単位数(卒業要件科目で算出、「認定」の評価と記載された科目は除く。)}} \times 100$$

(他大学等における修得単位等の認定)

第18条 学則第34条第1項、第2項及び第3項の規定により、他の大学又は短期大学で修得した単位、並びに学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修やその他文部科学大臣が定める学修については、60単位を超えない範囲で本学の単位として認定することができる。

- 2 単位認定方法については別に定める。
- 3 単位の認定を希望する者は、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 学則第35条第1項、第2項及び第3項の規定により、本学に入学する前に大学もしくは短期大学又は外国の大学等において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)、並びに前条1項に規定する学修については、前条1項において認定できるとした単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学の単位として認めることができる(編入学生は除く)。

- 2 単位認定方法については別に定める。
- 3 単位の認定を希望する者は、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(編入学生の履修と既修得単位の認定)

第20条 編入学生の履修は、編入学した年次の履修の要領によるものとする。

- 2 編入学前に在籍した大学もしくは短期大学又はこれらと同等の学校で修得した単位については、別に定める要領に基づき本学の単位として認定する。
- 3 既修得単位の認定にあたっては、教務課に必要書類を提出しなければならない。

(単位互換協定を結ぶ他大学等における修得単位の認定)

第21条 本学と単位互換協定を結ぶ他大学等で修得した単位については、本学の単位として認定することができる。

- 2 単位認定方法については別に定める。
- 3 受講を申し込む場合には、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(資格・検定試験の成果による単位の認定)

第22条 本学が認める資格・検定試験において、本学が定める基準に達するとみなされたものについては、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

- 2 単位認定方法については別に定める。
- 3 単位の認定を希望する者は、教務課にて所定の手続きをとらなければならない。

(転学部及び転学科)

第23条 学則第16条に規定する転学部又は転学科については、「転学部申請書」又は「転学科申請書」を教務課に提出し、教授会の承認を得なければならない。

- 2 転学部又は転学科を認める期限は2年次終了までとする。
- 3 年度途中での転学部又は転学科は認めない。

(改 廃)

第24条 この規程の改廃は、運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、令和元年9月21日から施行し、改正後の第11条の規定は平成31年4月1日から適用する。